

産業廃棄物収集運搬業許可証

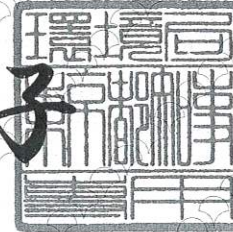
住所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

氏名 株式会社共栄サービス
代表取締役 諸橋 宏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 5月29日

許可の有効年月日 令和 9年 5月28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上16種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 5月29日 新規許可
令和 4年 5月29日 更新許可 第6回
令和 4年 6月10日 変更許可 種類の追加（燃え殻ほか8種類）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

再複写無効
確認印の無いものについては
当社が発行した許可証(写(以下余白)
ありません。

株式会社共栄サービス

確認印

東京都